

年少扶養控除復活法案 概要 (所得税法改正案・地方税法改正案)

1. 年少扶養控除の復活（扶養控除の範囲の拡大）

(1) 所得税

- 扶養控除に係る控除対象扶養親族に、年齢 16 歳未満の扶養親族を加える。
(控除額：38 万円)
- 令和 8 年 1 月 1 日から施行し、令和 8 年分以後の所得税について適用する。
(⇒令和 8 年 1 月分の源泉徴収から反映)

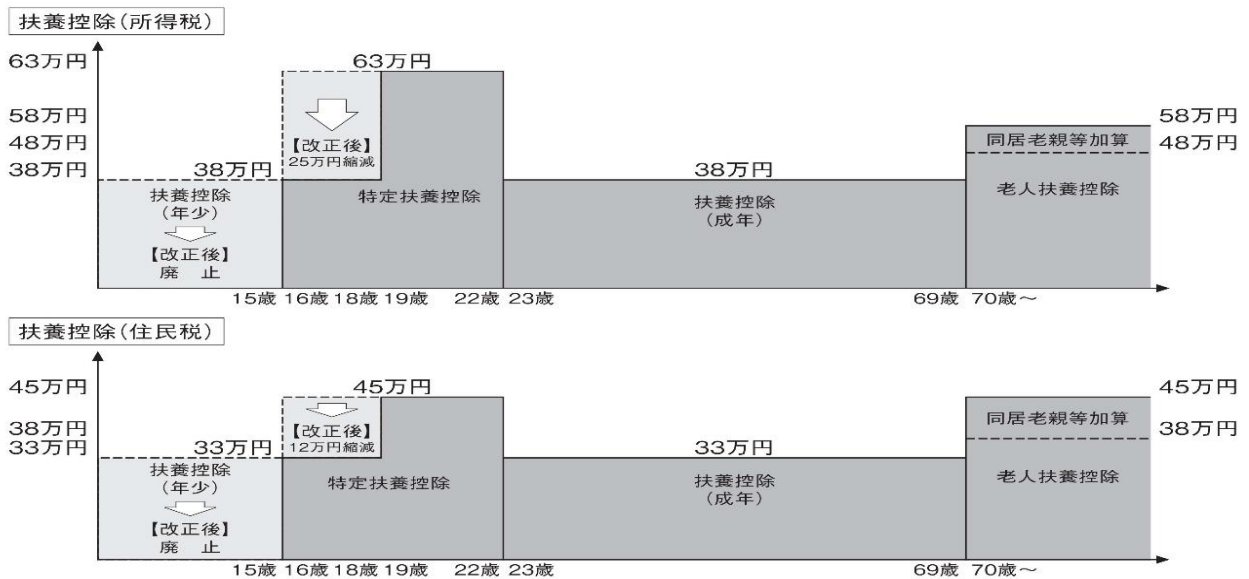
(2) 個人住民税

- 扶養控除に係る控除対象扶養親族に、年齢 16 歳未満の扶養親族を加える。
(控除額：33 万円)
- 令和 9 年 1 月 1 日から施行し、令和 9 年分以後の個人住民税について適用する。

※ 16 歳～18 歳についての控除額については、現行のまま（所得税：38 万円、個人住民税：33 万円）とする。

※ 個人住民税は、前年の所得に対して課税される。

参考：平成 22 年度税制改正による年少扶養控除の廃止等



出典 財務省ウェブサイト（平成 22 年度税制改正の解説 所得税法等（扶養控除関係）の改正）

2. 1 による地方財政への影響への対応（プログラム規定）

(1) 所得税

政府は、1 (1) による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 個人住民税

政府は、1 (2) による個人住民税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないよう、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

所得税法の一部を改正する法律案要綱

1 所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲の拡大

令和8年分以後の所得税について、扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢16歳未満の扶養親族を加える。(第2条第1項第34号の2関係)

2 地方財政に及ぼす影響に係る検討及び措置

政府は、この法律の施行による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第5条関係)

3 施行期日等

(1) この法律は、令和8年1月1日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。(附則第1条関係)

(2) その他所要の規定を設ける。

所得税法の一部を改正する法律（案）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号の二中「の区分に応じそれぞれ次に定める者」を削り、同号イを次のように改める。

イ 居住者

第二条第一項第三十四号の二ロ(1)から(3)まで以外の部分を次のように改める。

非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和八年一月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（控除対象扶養親族の定義に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の所得税法第二条第一項第三十四号の二の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政に及ぼす影響に係る検討及び措置）

第五条 政府は、この法律の施行による所得税の減収に伴う地方交付税の総額の減少分が地方財政に及ぼす影響について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢十六歳未満の扶養親族を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行により歳入減となる見込額

この法律の施行により歳入減となる額は、平年度約四千七百十億円の見込みである。

◎ 所得税法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十四 〔略〕 三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。 イ 居住者 ロ 非居住者のうち、年齢三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者 (2) 障害者 (3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者 三十四の三 四十八 〔略〕 2 〔略〕	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十四 〔略〕 三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。 イ 居住者 年齢十六歳以上の者 ロ 非居住者 年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者 (2) 障害者 (3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者 三十四の三 四十八 〔略〕 2 〔略〕